

平成25年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市日吉本町地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

日吉地区は長きに渡りこの地域で活動されてきた個人の方々や団体等が多数点在し、様々な分野において、地域に根ざした活躍を継続されております。一方で、新たに移り住まれる若い世帯が居住する集合住宅が増え、高齢者世代の増加と並行して、子育て世代や青少年世代の割合も増加しています。

自治会・町内会エリアを見渡しても、その地区ならではの地域環境に応じた課題があり、自治会・町内会をはじめ地区社協、民児協、ケア連絡会、ボランティア会、子育て支援者らが、地域ニーズを把握し、特色ある活動を展開しています。

時代とともに環境が大きく変化しているこの地域において、長期的な取り組みとして、子どもから高齢者まで幅広い世代が地域の中で繋がりを持ち続け、支えあい、明るく活動的に生活していけるような地域コミュニティを構築していくための、交流の場、活動の場が今以上に必要ではないかと考えます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

職員による日頃の日常点検、また事故防止対策委員会の取り組みから危険箇所や不具合箇所の早期発見に努めるとともに、専門業者によるメンテナンス時の発見から迅速に設備の修繕や環境改善を実行し、利用者に不便をかけることの無いよう努めます。老朽化や突然の故障等への対応は、区役所と十分な連携をとり、適切な対応にて速やかに保全措置を行ないます。

日常清掃及び定期清掃に関しては、業者委託にて行うだけでなく、職員による定時での館内外の清掃を日々実施し、快適な利用環境を維持するよう努力していきます。

各種設備のメンテナンス等を依頼している委託業者とも定期的に業務内容を確認、見直ししながら、現状にあった適切な内容であるかを協議し、契約内容の見直し等も行っています。

貸し館利用者に対しては、団体登録時に館内の設備、備品の取り扱いに関する利用上の注意事項を書面にて説明し、周知を図ります。また年1回開催する貸館利用説明会の場でも重ねて周知を行ない、地域の有益な資源としてケアプラザがあることをPRし、愛着を持ってケアプラザを利用していただけるよう、利用者とスタッフ間でコミュニケーションを図りながら理解を求めていきます。

イ 効率的な運営への取組について

利用者の快適な利用に繋げるために地域ケアプラザとしての機能を最大限活かし、指定管理事業（地域交流・包括支援センター）、介護保険事業（居宅介護支援、通所介護）の連携を密にしながら地域課題に取り組んだり、地域の関係機関・団体との協働を迅速に図り、地域ケアプラザの利用促進に努めます。

人材育成の取り組みを強化します。職場内研修の見直しや外部研修への参加の頻度を増やし質の向上を図ることで、日常業務の効率化を目指します。

また節電や節水、再生紙の活用などエネルギー資源への配慮にも取り組むほか、消耗品や設備保守などにかかる経費の削減（消耗品選定、仕入れ業者選定等）にも努めていきます。

ウ 苦情受付体制について

部門ごとに配置した担当者が窓口となり、解決責任者である所長とともに、苦情対応マニュアル等に従い、迅速且つ誠実に対応します。場合によっては第三者委員にも介入頂き、苦情解決に向けた取り組みを組織的に進めます。

情報ラウンジに意見箱を設置し、地域からの要望や苦情を受け付けやすい環境を作ります。あわせて、利用者から頂いた苦情、要望、意見、それに対するケアプラザの対応、それが運営にどのように反映されたかを文書にて掲示公表します。また貸館利用説明会などでも適宜お知らせしていきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

ケアプラザに面した通りが小学校の通学路であることから「こども 110 番の家」にもなっており、近隣の小中学生と日常的に接することにより、より親しみを持ってもらい、いつでもケアプラザに出入りしやすい関係作りを進めます。また来館者に対してはどなたに対しても職員から積極的に挨拶を行うことで、さらなる防犯効果を高めます。

防災に関しては、ケアプラザが共同住宅の 1 階部分に位置しているために上階の住民との協働が望ましいと考えています。年 2 回以上の合同防災訓練を上階の住民、ケアプラザ職員だけでなく、通所介護利用者、貸館利用者にも参加をお願いし実施します。初期消火、避難誘導や非常通報、応急処置や A E D 操作等を適切に行なえるよう緊急時に備える訓練及び体制作りに努めます。

また将来予想される大規模災害等（震災）に備え、地域で行われる防災（災害）訓練に参加し、地域の災害時における課題などを地域の方々とともに把握します。ケアプラザが地域の一員として、また特別避難場所である施設として災害時に適切な対応が迅速に行えるよう準備を整えます。

オ 事故防止への取組について

事故防止対策委員会を中心に定期的な危険箇所点検や日常点検などから早期に施設内外の危険箇所や危険と思われる状態を発見し、委員会にて対応を検討します。状況に応じて、迅速に改善するだけでなく、事故防止委員会から各部門へ、部門から職員一人ひとりへリスクマネジメントの意識を周知徹底していきます。

万が一起こった事故やヒヤリ・ハット等の原因については、当事者だけでなく関係職員でしっかりと分析し、再発防止に向けた対応策を迅速に行います。特にヒヤリ・ハットに関しては様式を見直し、より多くの事例を集約することで、防ぐことが出来る事故を事前に予測し、発生に繋がらないよう職員間で情報を共有します。

人的事故だけに限らず、書類やパソコン上のファイルデータの管理における事故（個人情報の漏洩など）に関しても、マニュアルの整備、適宜研修での注意喚起を行い、十分に配慮します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報の紛失や漏洩がないよう、適切なセキュリティ機能（施錠管理、パスワード管理、ウィルス対策）を配備するとともに、取り扱いに関しても、法人の定める基本方針、規定に基づき管理します。個人情報の郵送・送信に関してもマニュアルに基づき細心の注意のもと作業を行います。

職員については入職時に「秘密保持・個人情報保護に関する誓約書」の提出、新任研修にて指導を行います。その後も定期的に「個人情報保護法」「横浜市個人情報保護条例」また「個人情報保護施策に関する提言」などを資料とし、施設内研修にて個人情報保護に関する意識向上を図ります。

キ 情報公開への取組について

ケアプラザの運営及び事業内容等に関しては、連合町内会・地区民生委員児童委員協議会・日吉地区社会福祉協議会などの会合に参加し周知するとともに、日吉本町地域ケアプラザ運営協議会にて情報の公開に努めます。

またケアプラザ広報紙、情報公表や第三者評価、ホームページ、ブログなど電子媒体も活用し、施設の情報を公開していきます。

ク 環境等への配慮及び取組について

「ヨコハマ 3R 夢プラン」に基づき、ゴミの減量化、資源の再利用化に継続して取り組みます。普段の業務の中では排出されたゴミに関しては適切に分別し、コピー用紙の裏紙など再利用できるものは有効活用します。また ECO キャップ、インクカートリッジの回収などの取り組みから環境への配慮が地域全体に広がり根付くようリサイクル活動を推進します。

日頃から職員一人ひとりが節電、節水に心掛けます。またエアコン及び給湯器の設定温度への配慮、季節や天候に応じて随時対応するなど、全職員の ECO 意識の向上に努めます。

夏の省エネ・緑化活動の一つとして緑のカーテン作りを継続します。また施設周辺の植栽・樹木等の緑化環境は上階にお住まいの住民の方々も共有している環境でもあることから、「住まいの庭」「玄関口」という意識を持ち、視覚的環境にも配慮した管理に努めます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

常勤職員の3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を中心に、非常勤職員の介護予防プランナーを適宜配置し、対応していきます。

《目標》

適切なアセスメントにより、個々の利用者がその人らしく自立した生活が継続できるように、目的に添った支援をフォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービスも検討しながらケアプランを作成します。

利用者だけでなく、それを支えるご家族（同居、別居問わず）にも介護保険、介護サービスを理解していただけるよう働きかけていきます。

また法改正により、サービス調整が必要となった方に対しては、サービス事業者とともに利用者の立場に立ったマネジメントを行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 担当地域を越える地域に訪問・出張する場合、実費負担を頂く場合があります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

担当者が休みの際にも他の職員が適切な対応ができるように、月1回ミーティングを行い、利用者の状況把握、管理を行っています。また認定結果が出るまでの暫定ケアプランの作成、及び介護サービス利用の調整を行い、認定結果に応じて居宅介護支援事業者への適切な引継ぎを行います。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 180 | 180 | 180 | 182 | 182 | 182 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 184 | 184 | 184 | 186 | 186 | 186 |

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者（常勤）：1名

介護支援専門員（常勤）：2名
（非常勤）：1名

《目標》

- 在宅生活を送る利用者の心身の状況、そのおかれている環境、また家族（介護者）の希望等を勘案し、介護計画（ケアプラン）に基づく介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等と連携しながら在宅生活を支援して行きます。
- 常に利用者の自立支援及び家族の立場に立った視点を持ち合わせながら、在宅生活全般にわたる支援ができるよう関係機関と連携し、チームケアの中核としてケアマネジメントを行います。
- 介護支援専門員としてケアマネジメントのプロセスを習熟し、利用者のニーズに応じて適切な社会資源の調整を図り、利用者の生活の質の向上に繋がるよう支援して行きます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 居宅介護支援については、利用者の負担（利用料）はありません。
- ただし、介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

上記目標の実現に向けて、関係機関との勉強会をはじめ、スキルアップを目的とした研修や講座に積極的に参加し、資質の向上に努めていきます。またケアプラザ内の他部門（地域交流・地域包括支援センター・通所介護）と随時情報交換を行い、ボランティアや町会活動等の地域資源の把握に努める他、地域に潜在する課題を共有し、ケアプラザの役割としての地域支援にも関わっていきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

| | | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 79 | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 79 | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 |

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護サービス計画書作成
- 相談援助
- 介護サービス（移動・食事・排泄・入浴等の介助、見守り）
- 健康状態の確認 送迎 食事 入浴 レクリエーション

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要介護1） 635円
 - （要介護2） 747円
 - （要介護3） 858円
 - （要介護4） 970円
 - （要介護5） 1,082円
- 食費負担 700円/食
- 入浴加算 53円/回
- 行事や教養娯楽に係る経費

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:50 ~ 16:00

《職員体制》

| | |
|--------|-----|
| 生活相談員 | 1名 |
| 介護職員 | 16名 |
| 看護職員 | 5名 |
| S T 職員 | 1名 |
| 運転手 | 6名 |

《目標》

個々の居宅サービス計画書・通所介護計画に基づき、自立支援の視点を軸に、その人の状態に合ったサービスを提供していきます。また職員の質も高めるべく、外部研修への参加をはじめ、全職員を対象とした内部研修も随時行い、介護技術や知識の習得にも力を入れていきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

昨年度、試験的に始めた外出レク（1月は近隣の神社への初詣）を、時期を決めて定例化していく予定です。もちろん希望者のみですが、参加者からは大変好評を得ています。また、個々の利用者の様子を定期的に写真に撮り、ご家族とのやり取りに使用する連絡帳に添付することでご本人の様子やレクの状況等がひと目で分かり、ご自宅での会話のきっかけにもなっているようで、ご家族からも大変喜ばれています。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 700 | 700 | 700 | 750 | 750 | 750 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 800 | 800 | 750 | 700 | 700 | 720 |

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護サービス計画書作成
- 相談援助
- 介護サービス（移動・食事・排泄・入浴等の介助、見守り）
- 健康状態の確認 送迎 食事 入浴 レクリエーション

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要支援1） 2,213円
 - （要支援2） 4,432円
- 食費負担 700円
- 行事や教養娯楽に係る経費

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:50 ~ 16:00

《職員体制》

| | |
|-------|-----|
| 生活相談員 | 1名 |
| 介護職員 | 16名 |
| 看護職員 | 5名 |
| S T職員 | 1名 |
| 運転手 | 6名 |

《目標》

個々の居宅サービス計画書・通所介護計画に基づき、自立支援の視点を軸に、その人の状態に合ったサービスを提供していきます。また職員の質も高めるべく、外部研修への参加をはじめ、全職員を対象とした内部研修も随時行い、介護技術や知識の習得にも力を入れていきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

昨年度、試験的に始めた外出レク（1月は近隣の神社への初詣）を、時期を決めて定例化していく予定です。もちろん希望者のみですが、参加者からは大変好評を得ています。また、個々の利用者の様子を定期的に写真に撮り、ご家族とのやり取りに使用する連絡帳に添付することでご本人の様子やレクの状況等がひと目で分かり、ご自宅での会話のきっかけにもなっているようで、ご家族からも大変喜ばれています。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-----|-----|-----|----|----|----|
| 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |

● 認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 認知症対応型通所介護サービス計画書作成
- 相談援助
- 介護サービス（移動・食事・排泄・入浴等の介助、見守り）
- 健康状態の確認 送迎 食事 入浴 レクリエーション

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要支援1） 834円
 - （要支援2） 931円
 - （要介護1） 964円
 - （要介護2） 1,067円
 - （要介護3） 1,170円
 - （要介護4） 1,273円
 - （要介護5） 1,377円
- 食費負担 700円/食
- 入浴加算 54円/回
- 行事や教養娯楽に係る経費

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9：50 ～ 16：00

《職員体制》

| | |
|-------|----|
| 生活相談員 | 1名 |
| 介護職員 | 6名 |
| 看護職員 | 5名 |
| 運転手 | 6名 |

《目標》

個々の好みと残存能力に合わせたプログラムを用意します。それぞれ「得意なこと、好きなこと」から導入し、職員が寄添いながら実践していきます。
 好みの把握だけでなく、利用者の過ごした人生を知り理解し、より適した支援が出来るよう職員全員で検討していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

認知症の症状を正しく理解し、日常生活における機能低下を予防します。
 また利用者の想いや状況を把握し、個々の利用者にあった環境を整えていくことで、その人らしく過ごしてもらえよう、チーム一丸となって1人ひとりの適切な支援方法を検討し、実施していきます。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

分野問わず気軽に相談していただけるよう、どのような相談に対しても誠実に、利用者本位の姿勢で対応します。また各種制度（介護、生活保護、障がいなど）の把握、地域資源の情報を収集し、適切に相談者に対し情報を提供します。

ケアプラザから離れた地域においては特に継続した周知活動が必要と考え、出張ミニ講座・相談会を定例開催していきます。

このようなケアプラザの自主事業にご参加くださる方々との関りから個別の相談へと繋がるケースも多く、今年度も多種多様な自主事業を企画、開催していきます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

両部門が把握する地域の情報を日頃より共有する機会を設けます。ひとつの事業を企画する段階から開催に到るまで、それぞれの担当者が役割を分担し、協働、共催事業として取り組む機会を増やしていきます。

両部門が持つ機能や情報（地域ニーズなど）を有効に活用、共有し、より地域の方、参加者の立場に立った事業を展開します。

3 職員体制・育成

指定管理事業は所定の配置を欠員なく確実にこなすことに努めます。通所介護（認知症対応型通所介護）については、多様化するサービスの実情に見合った配置を行なっていきます。居宅介護支援事業の介護支援専門員についても、地域からの介護サービス計画作成の依頼のみならず、地域包括支援センターからの委託にも充分に対応できる件数をこなせる人員配置とします。欠員が生じる場合には早めの職員採用を心掛け、確実に引き継ぎを行い、業務に影響が及ばないよう配慮します。

新入職員に対しては入職時にオリエンテーション及び新任研修を実施し、その中で法人、ケアプラザの理念がどのようにそれぞれの業務に関連していくのか理解を深めます。その後も職員の事業ごとに求められる専門的な知識や技術の習得、問題解決能力の向上などを目的として、外部研修参加への機会を設けます。

基礎的な研修や共通して必要と思われる研修については、施設内研修において繰り返し行い、職員間での知識・技術の差を埋める努力を行います。年間の職員研修計画に基づき計画的・効率的に行っていきます。

4 地域福祉のネットワーク構築

住民向けの講座や相談会を開催し、地域ケアプラザの役割を広く地域に周知することで地域におけるネットワーク構築のきっかけにします。

関連団体、関係機関との関係をより深めるための活動（関連団体定例会への参加、協働事業の開催など）を積極的に展開し、地域におけるネットワークを広め、地域力の向上を目指します。

また地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、ボランティア活動などの社会資源を把握し、活動をサポートすることで、より繋がりを深めます。

介護保険事業関連においても、ケアマネジャーはじめとする介護事業者や地域の施設（小規模多機能施設、グループホームなど）とも連携を図ることで、専門性のあるネットワークの構築を目指します。

5 区行政との協働

月1回の「地域ケア会議」にて事業に関する情報交換や個別ケースのカンファレンスを行ない、相互の業務連携の強化を図ります。

事業においては、介護予防教室、障がい児余暇支援事業、中途障がい者リハビリ教室、子育てグループの交流事業、パパの育児教室など、区担当職員と協力しながら実施していきます。また介護予防事業として始まった『元気づくりステーション』立ち上げ、運営支援に向けた取り組みを区職員と協働し進めていきます。

月1回開催している各職種（所長・包括・地域交流）分科会において、現状・課題等の情報共有だけではなく、様々な事業（講座の開催、ケアマネ支援、認知症対策、虐待防止対策、地域ネットワークの構築など）への取り組みなどを区役所・区社会福祉協議会とともに協働し検討していきます。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

ケアプラザの貸し館を利用している福祉保健活動・支援団体にアンケートを実施し意見・要望の集約に努めます。必要と判断した事項は優先的に取り組みをし、活動がし易い場の提供をしていきます。

情報提供については、広報紙を毎月発行することは勿論のこと、電子媒体（ブログ）を活用し、リアルタイムな情報提供をしていきます。広報紙の配布先も身近な地域の皆さまが行かれる郵便局・病院の待合室等にも掲示依頼をし、目に触れる機会を増やしていきます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

情報ラウンジには三ヶ月先までの空き情報を掲示するとともに、新たな取り組みとしてご利用者から要望が挙がったブログにも空き情報を掲載することで、簡易に貸し館状況を確認することが出来るようになることで活動し易い状況にしていきます。

貸し館登録団体が活動の成果を披露する文化祭を例年同様に開催することで、地域一般の皆様の活動の一步が踏み出せるような取り組みをしていきます。

3 自主企画事業

関係機関・関連団体の協力を仰ぎ、より専門的なアドバイスをもらいながら多方面からの視点を大切に事業実施していきます。事業対象は子育て、高齢者、障がい児・者と幅広く展開する上でマンネリ化をしないように、事業実施後のアンケート集計を参考に振り返りも徹底していきます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

横浜市介護支援ボランティアポイント事業『ヨコハマいきいきポイント』の対象事業拡大により、「地域活動交流事業」や「自主事業」の新たなボランティアの芽を見出し、活動の輪を広げていきます。65歳以上の方々へのボランティア活動のきっかけ、介護予防への普及啓発活動に取り組んでいきます。

福祉教育の一環でもある小学生を対象とした車椅子体験教室では、例年同様に地区社協ボランティア部会と協力し取り組んでいきます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

気軽に相談していただけるよう、誠実に、利用者本位の対応を行ないます。また、前年度に引続き利用者アンケートにて明らかになった、地域包括支援センターの機能についての周知不足について、オリジナルチラシを適宜配布し、住民周知・理解をはかります。

また、ケアプラザが相談窓口となっていることについて、多くの住民に知られていないことから、出張ミニ講座・相談会は例年の継続実施が必要と考え、各ケア連との相談のうえ日程を固定化し、日程調整の負担を軽減することで、事業の継続性を高めていきます。

ケアプラザだけでは解決できない相談内容（受診調整、介護保険外サービス、成年後見など）に関しては、区役所・医療機関・サービス事業者・各専門職等と適切に連携し、継続的な支援を心がけます。

地域包括支援ネットワークの構築

介護を必要とする高齢者だけではなく認知症高齢者やひとり暮らし高齢者など、以前と比べ地域住民を取り巻く生活環境がより多様化の傾向にあります。地域住民の方々ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、必要な支援ができる体制を整備するために関係機関との連絡を密に行い、地域ケア会議を通じてそれぞれが抱える課題の共有、側面的支援・連携を図ります。

実態把握

これまでも各地区の民生委員の方々より、地域において課題を抱える高齢者について相談が寄せられ、必要に応じ同行訪問や情報提供をしてきました。平成24年度から開始されたひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業を通じて、より一層の連携が図られ、高齢者がひとりでも安心して生活できるように支援してまいります。また地域のインフォーマル情報を把握、集約し、下田地域ケアプラザと協働にて、情報誌「日吉のまちのささえあい情報」を発行します。

2 権利擁護

権利擁護

高齢者の尊厳が保たれ、生命・身体・財産が守られるよう、行政等専門機関や港北区内のケアプラザ職員、民生委員等の地域の見守り関係者とのネットワーク作りを行います。当ケアプラザにて開催する講座「知っ得あんしんセミナー」にて、成年後見制度、遺言・相続等の講座を実施し、周知・利用促進を図るほか、昨年度に引き続き、行政書士会との協働で無料相談会等を開催いたします。

オレオレ詐欺等の消費者被害が港北区内で続出していることから各サービス提供事業者を通じ、高齢者に被害状況等の周知をはかることで、更なる被害発生の防止を目指します。

高齢者虐待

虐待の発見・通報があった際には、区役所を中心に関係者チームで速やかに事実確認を行い、情報共有をはかりながら、高齢者自身の生命・財産等が守られることを第一に対応しています。

一方で、今年度も年4回の介護者教室を開催し、高齢者介護の知識・技術等を介護者や地域住民に広め、家族、地域の介護力を高めることで、介護者ストレスの軽減、介護を必要とする高齢者、その介護者であるご家族を温かく見守ることのできる地域づくりを目指します。

また、高齢者虐待の早期発見、早期対応を行なうため、介護保険事業者、民生委員児童委員や自治会等から速やかに情報を寄せていただき、適切に対応することができるネットワーク作りを行なっています。

認知症

認知症キャラバン・メイトとして、地域の認知症高齢者への理解・対応について多くの地域住民の皆さまに知っていただくため『認知症サポーター養成講座』を年1回以上実施します。実施にあたっては、港北区内の他のキャラバン・メイトの方に協力を依頼し、企画・実施します。

認知症高齢者の緊急対応等については、港北区福祉保健センターの保健師、ケースワーカー等と連携を取り、対応します。

また徘徊高齢者SOSネットワーク「かえるネット」の登録件数が伸び悩んでいることから、PRを継続していきます。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

元気づくりステーション（サロンコンフォール／毎月2回）や介護予防教室（ウォーキングくらぶ、日吉元気塾／各年1コース）出張ミニ講座・相談会（年6回）、交流サロン（ほっとスペース／毎月1回）等にて、介護予防の普及啓発や健康維持・増進のための活動を行っています。そこで、基本チェックリストを実施し、二次予防対象者の把握を行っています。

把握した二次予防対象者には、自主的に介護予防に取り組むことができるよう、目標や具体的な方法を一緒に考え、継続的に支援をしていきます。

介護予防ケアマネジメント力

高齢者が、住みなれた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、本人の意思を尊重し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切で迅速なケアマネジメントを行います。

高齢者のライフスタイルの多様化により介護保険サービスだけではなく、より本人の潜在能力やインフォーマルサービスを活用した支援が必要となります。本人ができることを共に考え、主体的な活動や意欲を高めることができるよう支援していきます。また、介護予防計画書の作成、評価、計画書の見直しを利用者の変化に合わせて柔軟に行っていきます。

多種・多様なニーズに対応できるよう、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動などの情報を提供し、活用に繋げていきます。

行政機関、医療・保健・福祉関係者、地域関係者（民生委員・ボランティア）等と連携し、利用者の生活を地域で支えていくためのチームケアを推進していきます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域住民向けの講座や相談会を開催し、包括支援センターの役割や介護保険制度、介護予防を広く地域に周知していきます。

地域団体（町内会関係、民生委員、ボランティアなど）との関係をより深めるための活動（定例会への参加、協働事業の開催など）を展開、また介護保険関係者、特にケアマネジャーと地域を繋ぐ活動（情報交換会、意見交換会の開催など）を積極的に行い、地域におけるネットワーク構築の推進に努めます。

医療・介護の連携推進支援

ケアプラザで主催する事業（講座、事例検討会など）において、ケアプラザ協力医をはじめとする近隣の医療機関に講師やアドバイザーを依頼し、ケアプラザとの連携を深める機会としていきます。

またケアマネジャーを中心とした介護保険関係者、港北区事業者連絡会（ガンバ港北）とも連携し、関係を密にすることで、高齢者の実情、地域における課題の把握に努めます。

ケアマネジャー支援

ケアマネジャーを中心とした地域におけるネットワーク作りを医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業者、地域団体（民生委員、ボランティア会など）に協力頂き、推進します。（懇談会・情報交換会の開催、利用者支援における顔合わせ）

困難事例への支援、助言、各種制度（介護保険、行政）における相談など柔軟に対応していきます。また定期的な研修会や事例検討会を開催し、ケアマネジャーのスキルアップに努めます。

ケアマネジャーが業務上活用できる情報媒体（インフォーマル情報、サービスアピールシート）を提供します。特に新任のケアマネジャーに対しては、継続的なフォローアップを区内包括支援センター全体で取り組んでいきます。

港北区事業者連絡会（ガンバ港北）との連携を強化し、運営の後方支援を行います。

介護予防事業

介護予防事業

介護予防教室（ウォーキングくらぶ、日吉元気塾）出張ミニ講座・相談会、交流サロン（ほっとスペース）等にて、介護予防や健康維持・増進などの普及・啓発を行っていきます。

また、元気なうちから地域の仲間と自主的に介護予防活動を行う場所作りとして、元気づくりステーションの立ち上げ支援を行っていきます。地域主催のサロンや老人会等に訪問して、各地域のニーズや人材等の状況把握をし、立ち上げにつなげていきます。

地域にある介護予防教室OB会や自主活動団体の活性化、介護予防に関するボランティア等の人材育成を目的に介護予防活動団体向け研修を開催していきます。

また民生委員や保健活動推進委員、ボランティア団体等が主催する高齢者向けの集会に参加し、介護予防事業の情報提供や講座を行っていきます。

その他

コンセプト

当ケアプラザでは以下の 3 項目に重点を置いた取り組みを継続的に展開していきます。

- ① 地域ネットワークの充実
 - ・ 障害ネットワークの充実
 - ・ 子育てネットワークの継続支援
 - ・ 高齢者の見守りネットワークの強化
 - ・ 地域の保健福祉団体が企画する研修会等のサポート
- ② 地域への様々な情報の発信
 - ・ 転入者、自治会未加入者へのアプローチ
 - ・ 電子ネットワークの活用
 - ・ 既存広報紙の有効利用
- ③ 地域包括支援センター機能の周知
 - ・ 広報用チラシの配布
 - ・ 出張ミニ講座・相談会の定期開催
 - ・ 地域行事でのPR（お祭りなど）

平成25年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：日吉本町地域ケアプラザ

平成25年4月1日～平成26年3月31日

(単位：千円)

| | 科目 | 地域活動交流 | 地域包括支援センター | | | 居宅介護支援 | 通所介護 | 予防通所介護 | 認知症対応型 通所介護 |
|-------------------|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| | | | 包括的支援 | 介護予防事業 | 介護予防支援 | | | | |
| 収入 | 指定管理料等収入 | 18,064 | 24,160 | 174 | | | | | |
| | 介護保険収入 | | | | 8,480 | 16,000 | 67,865 | 9,569 | 29,452 |
| | その他 | 308 | 30 | 0 | 0 | 226 | 5,838 | 184 | 1,688 |
| | 認定調査料 | | | | | 226 | | | |
| | 食費等 | | | | | | 5,838 | 184 | 1,688 |
| | 雑収入 | 308 | 30 | | | | | | |
| | 収入合計(A) | 18,372 | 24,190 | 174 | 8,480 | 16,226 | 73,703 | 9,753 | 31,140 |
| 支出 | 人件費 | 10,689 | 21,680 | | | 12,400 | | | 58,075 |
| | 事務費 | 2,080 | 1,300 | | | | | | |
| | 事業費 | 230 | 30 | 174 | | 900 | | | 11,300 |
| | 管理費 | 4,530 | 1,150 | | | 885 | | | 13,800 |
| | その他 | 535 | 0 | 0 | 2,260 | 0 | | | 4,000 |
| | 施設使用料相当額 | | | | | | | | 4,000 |
| | 委託料 | | | | 2,260 | | | | |
| | 消費税等 | 535 | | | | | | | |
| 支出合計(B) | 18,064 | 24,160 | 174 | 2,260 | 14,185 | | | 87,175 | |
| 収支 (A)－(B) | 308 | 30 | 0 | 6,220 | 2,041 | | | 27,421 | |

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。